

愛知県カスタマーハラスメント防止条例（仮称）骨子（案）に対するパブリック・コメントの募集結果について

1 募集期間 : 2025年2月3日（月）から3月5日（水）まで

2 募集方法 : 郵便、ファックス、電子メール

3 意見提出状況 : 下表のとおり

(1) 提出人数 6名

提出方法別	郵便	ファックス	電子メール								
	1	0	5								
年代別	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代～	無記入		
	1	0	2	0	0	3	0	0	0		
地域別	名古屋	尾張	知多	西三河	東三河	県外	無記入				
	2	1	0	1	1	0	1				
職業別	会社員	弁護士	自営業	公務員	無職	団体職員	家事従事				
	3	0	0	0	1	0	0				
	パート	大学教員	その他 (学生・僧侶等)	無記入							
	1	0	0	1							

(2) 提出件数 20件

条例制定の経緯	趣旨	目的	主体の定義	カスタマーハラスメントの定義①	基本理念	カスタマーハラスメントの禁止②	顧客等への配慮	県の責務
0	0	0	0	1	0	5	0	0
事業者の責務	就業者の責務	顧客等の責務	カスタマーハラスメント防止に向けた県の取組③	見直し規定④	条例全体に関すること		その他⑦	
					条例制定に対する意見⑤	条例の内容に対する意見⑥		
0	0	0	4	1	3	5	1	